

【現状】

- レベル認定の推進のためには、評価者による内部評価を推進することが必要。
- 内部評価推進のため、今年度は、評価者講習の申込に当たって、講習修了後2カ月以内に1名以上に対して評価を開始する予定の受講者を優先的に受け付けた。
- これが奏功し、レベル認定に取り組む（評価を開始した）評価者の数の比率は、24年度は21.5%だったが、今年度は76.5%と大幅に増加。

〔レベル認定の取組状況（26年2月末現在）〕

	①評価者総数	②レベル認定に取り組む評価者数	レベル認定取組率（②÷①）
24年度	326名	70名	21.5%
25年度	3,003名	2,296名	76.5%

【課題】

- 今年度でも、現時点で4分の1の評価者はレベル認定に取り組んでいないことから、引き続き、原則2カ月以内の評価開始を優先申込み条件とともに、評価者による内部評価をさらに推進する対策が必要。
- 今年度の評価者講習では、募集期間終了前に定員を超過した会場も多く、内部評価の実施に積極的な者が受講できなかった可能性がある。このため、内部評価の実施に積極的な者が、より参入しやすくなる条件を整備することが必要。
- 評価者は、事業所・施設で継続的に評価・指導を実施することで、講習で得た評価のスキルを維持・向上させられると考えられ、講習修了後相当期間、評価を開始しない場合は、評価・指導のスキルが低下していくことが懸念される。このため、評価者が、継続的に評価・指導を実施していく環境の整備が重要。

【26年度以降の対応（案）】

制度改善

- 内部評価の推進と評価者の評価・指導スキルの維持・向上のため、評価者講習修了後1年間内部評価を開始しなかった評価者については、評価者登録を抹消。
なお、周知期間を十分に確保するため、24年度・25年度に養成された評価者については、26年度末（27年3月31日）までに評価を開始しなかった場合に、評価者登録を抹消。
- ただし、以下の①～④に該当する場合であって、実施機関に届け出た場合は、評価の未開始が可能（この場合、実施機関に認められた期間を除いて、上記の1年間をカウント）。
 - ①病気、妊娠、出産、育児、家族の介護等により内部評価を行えない場合
 - ②大規模災害等により内部評価を行うことが著しく困難な場合
 - ③海外出張等により、国内にいない場合
 - ④その他、①～③に準ずるやむを得ない事情があると実施機関が認める場合